

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年12月19日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 宮崎 順

(公印省略)

1 業務概要

(1) 業務の名称 俱知安外（5補）隊庁舎等新設測量調査

(2) 業務内容

【俱知安駐屯地】

・隊庁舎新設に伴う地形測量及び既設構造物調査(約15,000m²)

【沼田分屯地】

・非常用電源施設新設に伴う地形測量及び既設構造物調査(約2,500m²)

【近文台分屯地】

・非常用電源施設新設に伴う地形測量及び既設構造物調査(約3,000m²)

【丘珠駐屯地】

・非常用電源施設新設に伴う地形測量及び既設構造物調査(約1,500m²)

【苗穂分屯地】

・非常用電源施設新設に伴う地形測量及び既設構造物調査(約1,000m²)

(3) 履行期限 契約日の翌日から令和6年3月31日まで

なお、繰越の承認がなされた場合においては、完了期限を令和6年8月30日までとする。

(4) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者に紙入札方式変更届を下記3(1)に提出した場合、紙入札方式に代えるものとする。

(5) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

(6) 本業務の主たる業務内容が土壤汚染調査、測量調査及び土質調査の場合で予定価格が1,000万円を超える業務について、落札者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回る場合又は1,000万円以下の業務について、落札者の入札価格が調査基準価格に準じて算出した価格(以下「品質確保基準価格」という。)を下回る場合は第三者による履行確認を義務付ける試行対象業務とする。

また、主たる業務内容が土壤汚染調査、測量調査及び土質調査以外の業務の場合で予定価格が1,000万円を超える業務について、落札者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回る場合又は500万円以上1,000万円以下の業務について、落札者の入札価格が調査基準価格に準じて算出した価格(以下「品質確保基準価格」という。)を下回る場合は第三

者による履行確認を義務付ける試行対象業務とする。

ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）による工事監理者を要する業務を除く。

- (7) 本業務は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムにより行う業務である。ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難いものは、発注者に紙契約希望届を提出し紙契約に代えるものとする。
- (8) 本入札に関わる落札決定及び契約締結は、当該業務に係る歳出予算繰越の承認がなされることを条件とする。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「測量」に係る「A」の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく測量業者としての登録を有すること。
- (6) 次に示す同種業務について、元請け又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務のうち、平成25年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。
 - ・ 同種業務：国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務、又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務で、国内における現地測量業務

なお、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- (7) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (8) 北海道防衛局が発注した業務のうち、令和3年度及び令和4年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

(9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満たす者であること。

(ア) 測量士の資格を有する者であること。

(イ) 平成25年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務、又は総合発注業務の再委託として受注した業務のうち、次に示す同種業務においての経験を有すること。

・同種業務：現地測量業務

なお、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(ウ) 予定価格が500万以上の業務については、入札公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満であること。

なお、入札公告日現在の手持ち業務に北海道防衛局と契約した業務で調査基準価格を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

(エ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。

(10) 北海道内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店が所在すること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 入札公告日から(4)入札書の提出期限日時まで（行政機関の休日にに関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://cals.odw.dfeg.mod.go.jp/CALS/Acceptor/index.jsp>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat XI形式)

図面類 : PDF (Acrobat XI形式)

申請書類：一太郎 (Gov7形式) 又はWord (2013形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)～「図面データの取扱いに関する同意事項」(記入済みのもの)、データを保存するために必要な、CD-R(未使用に限る。)及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和6年1月15日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メール(添付するファイルはPDF形式のみとし、その他の形式は変更可能なため、認めない。)とする。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年2月16日 午後1時30分

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出すること。

ウ 電子メールでの入札は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年3月4日 午後1時30分

イ 場所 北海道防衛局入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店 北洋銀行本店)

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行札幌東代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 落札者となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、くじへ移行する。
くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 手続における交渉の有無 無
- (10) 契約書作成の要否 要
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は入札説明書による。